

由利本荘市が発注する工事における技術者等の取扱いについて

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となるほか、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

由利本荘市が発注する工事における技術者等については以下のとおり取り扱うものとします。

1. 工事現場に配置すべき技術者について

(1) 現場代理人<契約事項第10条第2項>

工事現場に常駐し、その運営、取締りのほか、請負代金額の変更や請求等、一部の権限を除く受注者の一切の権限を行使する者

(2) 主任技術者<建設業法第26条第1項>

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者

※請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の場合には専任

(3) 監理技術者<建設業法第26条第2項>

下請契約の請負代金の合計額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合に主任技術者に代えて工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者

※工事途中で下請契約の請負代金の合計額が4,000万円以上となったような場合には、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。

※請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の場合には専任

(4) 営業所の専任技術者<建設業法第7条第2号、第15条第2号、設業許可事務ガイドラインについて(平成13年4月3日国総建第97号)>

営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者

*参考 建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないものとされている

※特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と当該営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、現場の技術者となることができます。

ただし、主任技術者又は監理技術者が工事現場ごとに専任を要する工事については、営業所専任技術者がこれを兼ねることはできません。

2. 技術者の専任・常駐期間について

(1) 主任技術者または監理技術者の専任期間<監理技術者制度運用マニュアル 三>

監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、次の期間については工事現場への専任は必要としません。

*注 発注者、受注者間で設計図書もしくは打合わせ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

1) 元請工事

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

※工場製作過程においても、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

2) 下請工事

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

※詳細については、監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照

(2) 現場代理人の常駐期間<現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 23 年 11 月 14 日付、国土建第 161 号 >

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられています。（契約事項第 10 条第 2 項）

ただし、次のように工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者等の連絡体制が確保されると発注者が認めた場合は例外的に常駐を要しないこととすることができます。（契約事項第 10 条第 3 項）

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③監督職員等と常に携帯電話等で連絡がとれる体制であって、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

※具体的に兼務ができる場合は、3(2)アを参照のこと。

3. 技術者の兼務について

(1) 監理技術者等と現場代理人の兼務<契約事項第 10 条第 5 項>

主任技術者または監理技術者は当該工事現場の現場代理人を兼ねることができる。

(2) 二以上の工事を同一の監理技術者等が兼務できる場合

ア 現場代理人<平成 23 年 3 月 28 日付、建管 - 2214（準用）>

発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務づけられて

いますが、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合は例外的に常駐を要しないことができるものとし、次のいずれかに該当する場合は発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

- 1) 随意契約により工事を発注し、諸経費調整の対象となっている場合
- 2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を全て満たしている場合。
 この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）とする。
 - ① 由利本荘市発注工事または秋田県発注工事又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。ただし、由利本荘市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。
 - ② 工事現場がいずれも由利本荘市内であること。
 - ③ いずれも請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

イ 主任技術者 <建設業法施行令第27条第2項、県が発注する工事における建設業法

施行令第27条第2項の取扱いについて 第1（準用）>

専任を要する主任技術者のうち、次の場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事または同時に発注された複数の建設工事の主任技術者を兼ねることができるものとする。ただし、兼務できる市工事と他の工事は合わせて2件までとする。

1) 対象工事の適用範囲

請負対応額が8,000万円未満、かつ下請総額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は6,000万円未満）で、下記の①から④に該当しない工事

- ① 低入札価格調査を経て契約締結した工事又は締結しようとする工事
- ② 由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱に基づくJV施工工事
- ③ 入札参加資格で専任配置を求めている工事
- ④ 上記①から③以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事

2) 兼務を認める他工事の要件

次のいずれの要件にも該当する工事

- ① 由利本荘市が発注する他工事、又は国、秋田県が発注する公共工事
- ② 配置予定技術者の資格要件が市工事と同一である工事（下表参照）

【例】

| | | 由利本荘市工事 | 他 工 事 | 兼務の可否 |
|-------------|----|------------|------------|-------|
| 配置技術者の資格者要件 | 例1 | 一級土木施工管理技士 | 一級土木施工管理技士 | ○ |
| | 例2 | 一級土木施工管理技士 | 一級建築施工管理技士 | ×(*) |

(*)例2の場合において、同一人が一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士の両方の資格を保有する場合でも、兼務は認めないものとする。

- ③ 他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が由利本荘市工事との主任技術者の兼務を認めている工事

3) 適用に係る判断基準等

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事^{*1}又は施工にあたり相互に調整を要する工事^{*2}で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度^{*3}の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

^{*1}(例)

- ・工事現場相互の間隔が10km程度にある同種の土木工作物を対象とする工事(市道舗装工事と県道改築工事等)
- ・工事現場が隣接する土木工事(道路、橋梁工事と河川改修工事等)
- ・同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事

^{*2}工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

(相互に土量分配計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請業者の施工により相互に工程調整を要する工事等)

^{*3}自動車で通行可能な経路による工事現場相互の距離が10km程度

ウ 監理技術者<平成16年3月31日付、建管-3097(準用)>

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(建設業法施工令第27条第2項)が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が当該複数の工事全体を管理することかできる。

なお、これら複数工事に係る請負代金額の合計が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、監理技術者はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

4. 技術者等の兼務手続について

(1) 現場代理人を兼務する場合<平成23年3月28日付、建管-2214(準用)>

【別添フロー1】参照

- ①同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」(以下「申請書」という。)を発注者(発注所管課)に提出し、承認を得るものとする。
- ②発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が3(2)アのいずれかに該当する場合には、様式2によりこれを承認する。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。
- ③上記②により承認を受けた後、契約変更等により上の3(2)アの要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

(2) 主任技術者を兼務する場合<県が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項の取扱いについて 第 2 (準用)>

ア 施工中 (以下「先発工事」という。) の市工事に配置されている専任の主任技術者を他工事 (以下、「後発工事」という。) へ兼務させようとする場合

【別添フロー 2】参照

- ①事前に様式 3 により先発工事の監督職員等に申請するものとする。
- ②申請を受けた先発工事の監督職員等は、3 (2) イに記載する基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、その結果を工事打合せ簿等に記載するとともに、当該記録の写しを受注者に交付するものとする。
- ③上記②により専任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定したときは、速やかに先発工事の監督職員等に報告するものとする。

イ 先発工事に配置された主任技術者を入札の対象となる市工事 (以下「入札対象工事」という。) に専任の主任技術者としてしようとする場合

【別添フロー 3】参照

- ①入札参加予定者は、「令第 27 条の第 2 項により専任の主任技術者の兼務を認める市工事」であるか否かを入札対象工事発注所管課等に照会するものとする。
- ②上記①の照会のあった場合、当該入札対象工事発注所管課等は、令第 27 条第 2 項により専任の主任技術者の兼務を認める市工事であるか否かについて回答するものとする。
なお、兼務を認める工事であると回答した市工事であっても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。
- ③上記②において、先発工事に配置された主任技術者が専任の場合は、入札参加者は、入札対象工事に専任の主任技術者とする予定であることを事前に先発工事の監督職員等から承認を得るものとする。
- ④上記②及び③により兼務を認める市工事であると回答を得た場合入札参加者は、別添記載例を参考に、入札参加資格確認申請書添付書類様式第 3 号「配置予定技術者の資格・工事経歴等」(以下「添付様式第 3 号」という。) 中「2 配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に「建設業法施行令第 27 条第 2 項により兼務 (詳細は別紙)」と記入し、様式 4 により作成した理由書を添付して提出するものとする。

ウ 同時期に入札中の他工事 (市が発注する工事に限る。) に配置予定の主任技術者を入札対象工事に専任の主任技術者としてしようとする場合

入札参加者は、添付様式第 3 号中「1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等」の「当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の市発注工事がある場合の当該工事の名称、発注機関、開札予定日」欄に必要事項を記載のうえ、同号中「2 配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記イ④と同様に記載するものとする。この場合「現在従事している建設工事の有無」欄には「無 (入札中)」と記入するものとする。

5. 落札候補者の入札参加資格審査について

落札候補者が 4 (2) イの④又はウにより添付様式第 3 号に市工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務をする旨の記載があった場合は、指名審査調整会議において、3

(2) イの判断基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を認め得るか否かを判断した上で、入札参加資格審査（配置技術者要件）を行うものとする。

また、4(2)イの③に該当する場合、入札対象工事発注所管課等は、当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を市工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ、落札決定を行うものとする。

6. 落札により配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置する場合の手続について

先発工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事の主任技術者として配置する場合は、4(2)アに準じて先発工事の監督職員等へ承認申請を行うものとする。

7. 技術者の変更について

監理技術者等の途中交代<監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(4)>

・建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等^{*1}とする。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要。
- ・また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明すること。

*1「次に掲げる場合等」の「等」には、工事の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む

様式 1

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

由利本荘市長

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

| | |
|---------|--|
| 現場代理人氏名 | |
|---------|--|

| | 兼務する工事 1 | 兼務する工事 2 | 兼務する工事 3 |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 工事番号 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請負金額 (税込み) | | | |
| 発注者 | | | |

○全ての工事の契約書の写しを添付すること。

○工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者に本申請書を提出すること。ただし、秋田県発注工事の場合は、県の手続による。

○兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

現場代理人の兼務承認書

文 書 番 号
年 月 日

(受注者) 様

由利本荘市長 長 谷 部 誠 印

年 月 日付けで申請のありました現場代理人の兼務については、次のとおり承認します。
 なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意してください。
 また、工事の発注者が異なる場合にあっては、他の発注者からの承認を受けた後、速やかに承認書等の写しを提出してください。

| | |
|---------|--|
| 現場代理人氏名 | |
|---------|--|

| | 兼務する工事1 | 兼務する工事2 | 兼務する工事3 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 工 事 番 号 | | | |
| 工 事 名 | | | |
| 工 事 場 所 | | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請 負 金 額 (税 込 み) | | | |
| 発 注 者 | | | |

- 工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者から承認を得ること。
- 兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

専任の主任技術者の兼務に係る承認申請について

年 月 日

由利本荘市長

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

| | | |
|-----------------------------------|------------|------------------------------------|
| 主任技術者の氏名 | | |
| 施工中の工事 | 工事番号 | |
| | 工事名 | |
| | 工事現場の場所 | |
| | 主任技術者の配置資格 | |
| 兼務しようとする他工事 | 工事名 | |
| | 工事現場の場所 | |
| | 工事内容の概要 | |
| | 請負金額 | |
| | 工期 | |
| | 専任・非専任の区分 | |
| | 主任技術者の配置資格 | |
| | 発注者（担当課等） | |
| 発注者担当者（電話番号） | | |
| 2件の工事の関係 | 1 | 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容：) |
| | 2 | 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容：) |
| ※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。 | | |

- 1 2件の工事現場間の自動車で行く可能な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。
- 2 他工事への兼務が決定したときは、速やかに報告すること。

本工事に従事できると判断した理由（別紙）

年 月 日

由利本荘市長

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

入札参加資格確認申請書に添付した（添付）様式第3号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施工令第27条第2項による兼務」の内容は下記のとおりです。

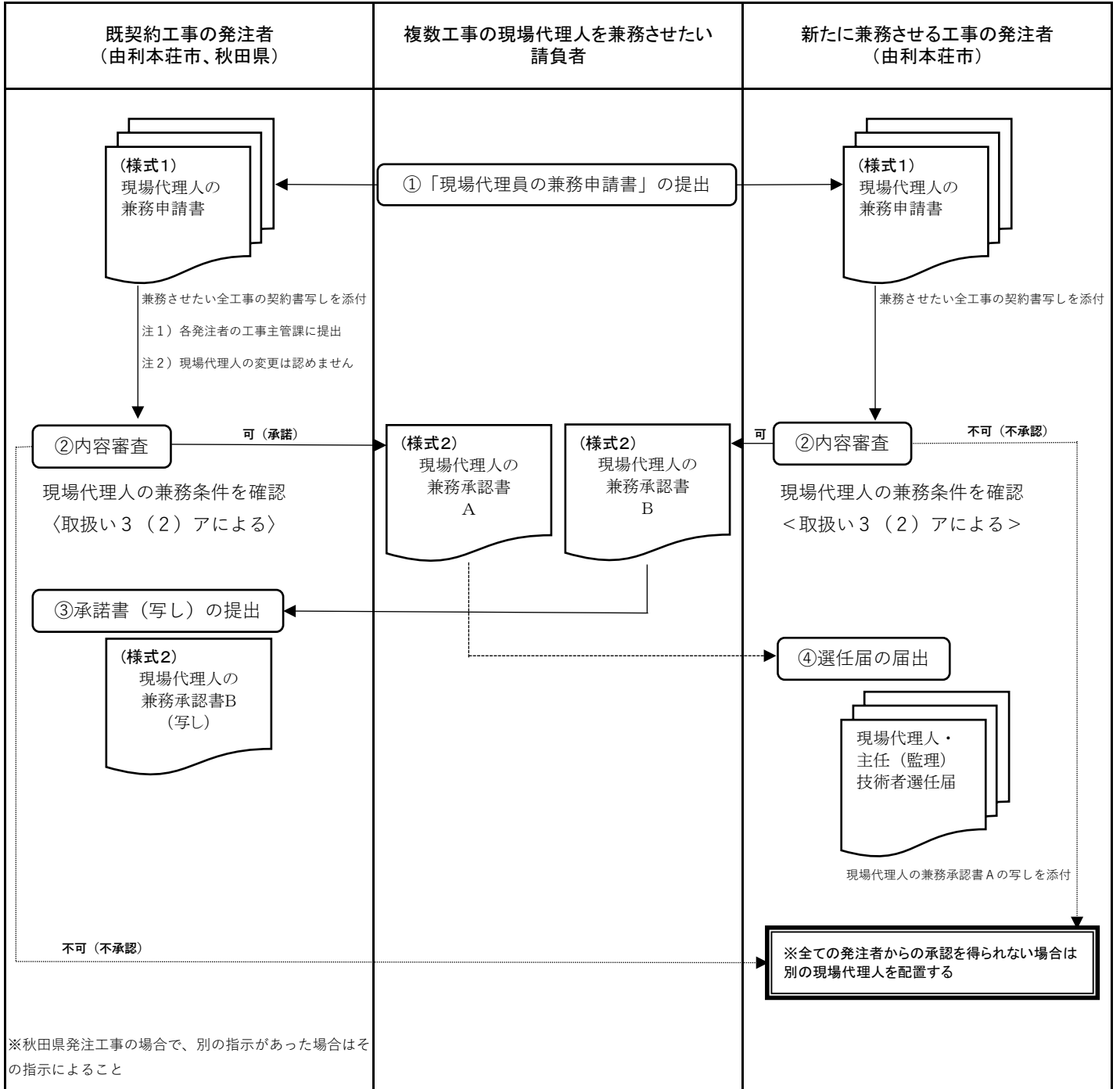
記

| | | |
|-----------------------------------|------------|------------------------------------|
| 主任技術者の氏名 | | |
| 施工中の工事 | 工事番号 | |
| | 工事名 | |
| | 工事現場の場所 | |
| | 主任技術者の配置資格 | |
| 兼務しようとする他工事 | 工事名 | |
| | 工事現場の場所 | |
| | 工事内容の概要 | |
| | 請負金額 | |
| | 工期 | |
| | 専任・非専任の区分 | |
| | 主任技術者の配置資格 | |
| | 発注者（担当課等） | |
| 発注者担当者（電話番号） | | |
| 2件の工事の関係 | 1 | 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容：) |
| | 2 | 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容：) |
| ※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。 | | |

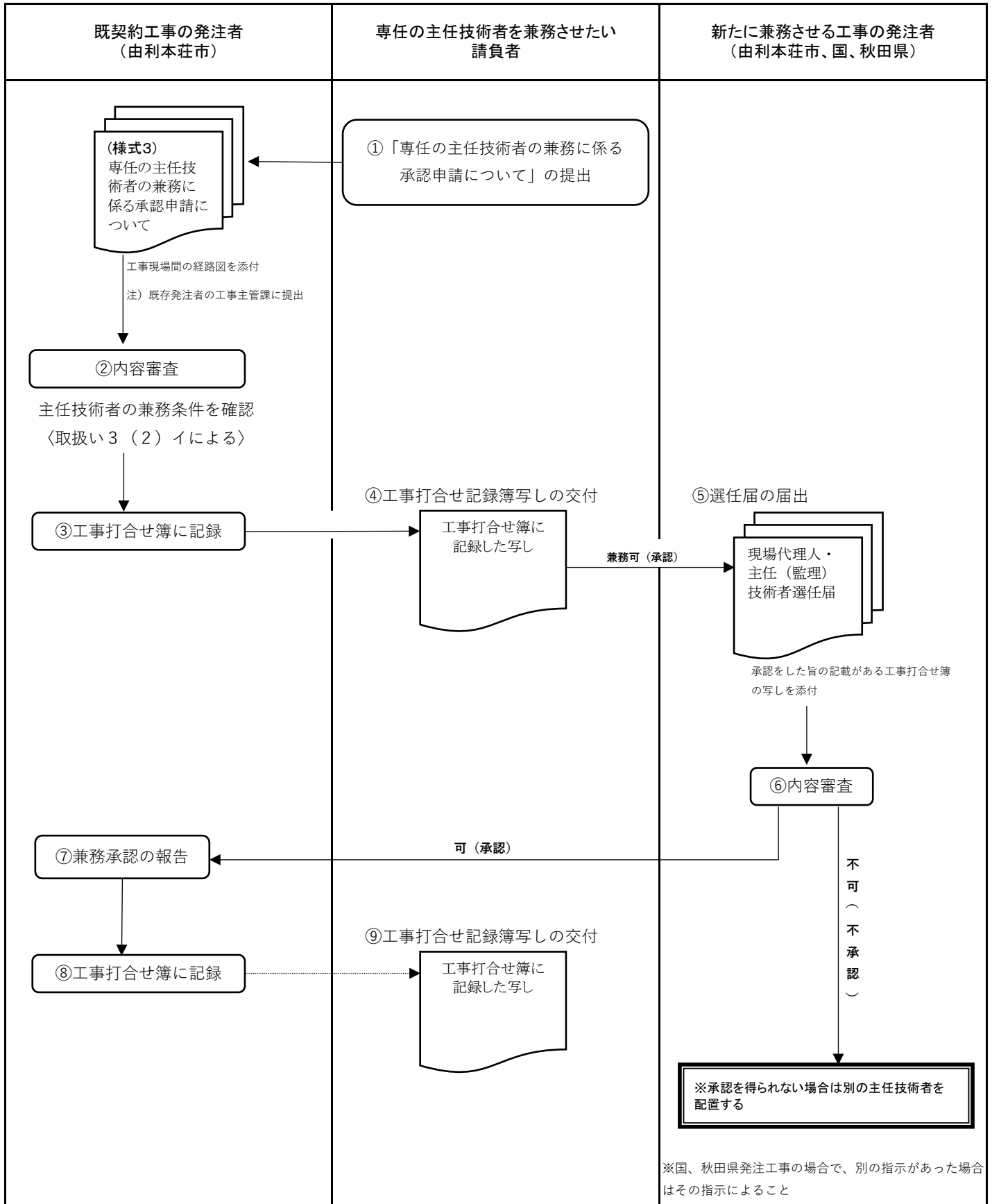
1 2件の工事現場間の自動車で行き交える経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事に専任の主任技術者を配置又は配置予定の場合は、主任技術者の本工事への兼務を認めることを当該他工事発注者に事前に確認のうえ、配置予定技術者として認めること。

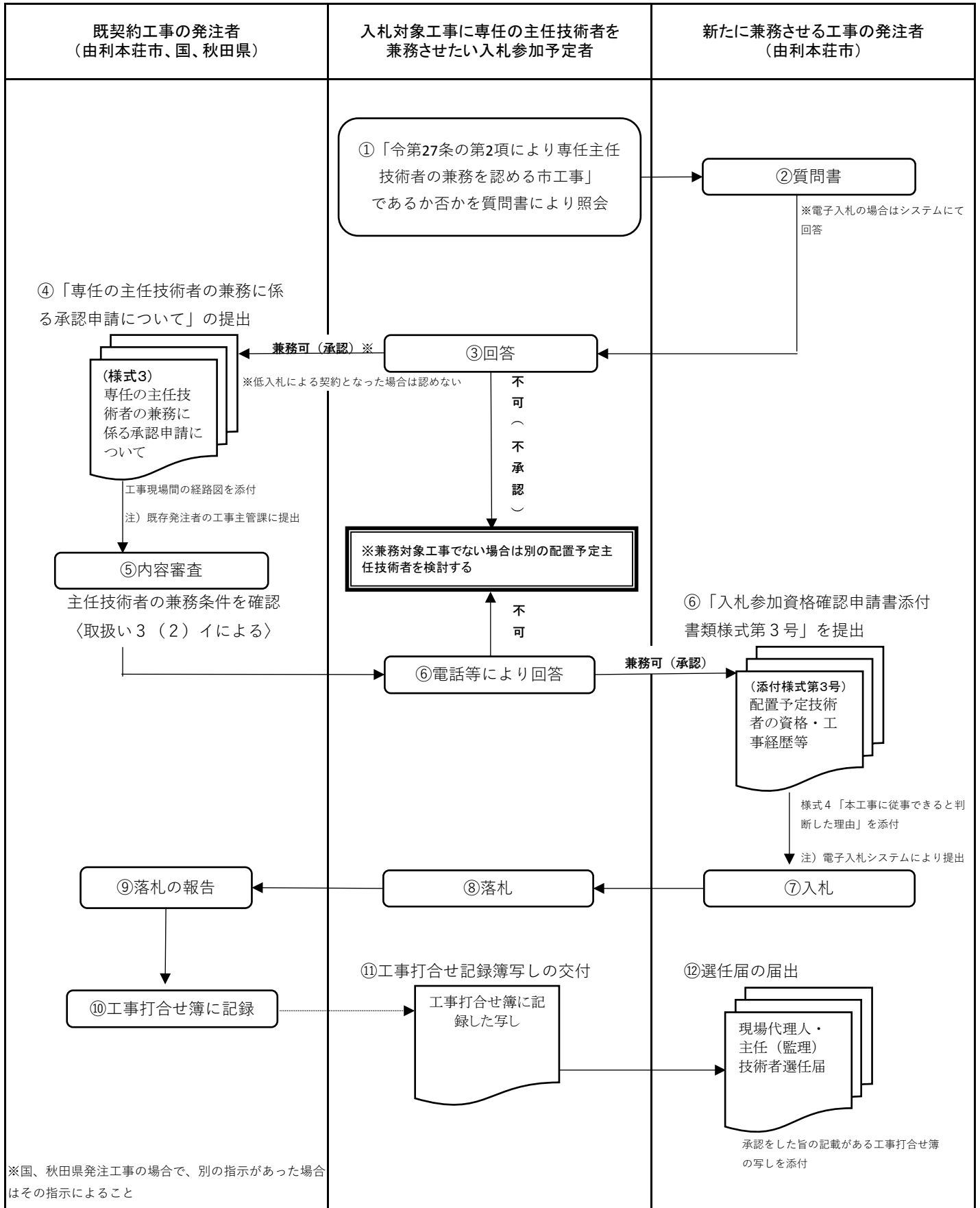
現場代理人を兼務する場合の事務フロー



専任の主任技術者を兼務する場合の事務フロー



市工事の入札に配置済みの主任技術者を兼務する場合の事務フロー



配置予定技術者の資格・工事経歴等

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

| 氏名 | 所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付 年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号 | 当該技術者を配置予定技 術者として入札参加資格 の確認を申請中の他の由 利本荘市発注工事がある 場合 当該工事の名称、発注所 管課等、開札予定日 | 工 事 経 歴 (過去に従事した同種工事の内容等) | | | | | | |
|-------|--|--|------------------------------|---------------------|-------------------|------------------|----------------------------|---------|----------------------------|
| | | | 工 事 名 | 発 注 者 名 (発注所管課等) | 施 工 場 所 (地域名等) | 契 約 金 額 (百万円) | 施 工 年 度 及 び 工 期 (月数) | 従 事 役 職 | 工 事 概 要 【工法、施工数量を記載のこと】 |
| 由利 太郎 | 他工事に配置されている主任 技術者の例 | | | | | | | | |
| 本荘 次郎 | 同時期に入札中の 市工事に配置予定の 主任技術者の例 | 市道舗装工事 矢島総合支所建設課 ○年○月○日開札 | | | | | | | |
| 鳥海 三郎 | 他の工事に記載され ていない主任技術者 の例 | | | | | | | | |

- 1 技術者の候補が複数いる場合はすべて記載できるものであること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施期間が発出する合格通知書の公布日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 3 3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- 4 記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の由利本荘市発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。
- 5 「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の工事を記載する場合は、由利本荘市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に代表的なものについて記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）を添付すること。

様式第3号（つづき）【記載例】

2 配置予定技術者の現況等

| 氏名 | 現在従事している 建設工事の有無 | 有 の 場 合 | | | | | 本工事（※）に従事できると判断 する理由 |
|-------|---------------------|---------|------------------|--------------|---------------|-----------------------|------------------------------------|
| | | 工事名 | 発注者名 (発注所管課等) | 場所 (地域名等) | 請負金額 (百万円) | 工期 (~) | |
| 由利 太郎 | 有 無 | 市道改良工事 | 建設部 建設管理課 | 本荘地域 | 50百万円 | ○年○月○日 ～ ○年○月○日 | 建設業法施工令第27条第2項の 規定に基づき兼務（詳細は別紙） |
| 本荘 次郎 | 有 無 (入札中) | 市道舗装工事 | 矢島総合支所 建設課 | 矢島地域 | 35百万円 | ○年○月○日 ～ ○年○月○日 | 建設業法施工令第27条第2項の 規定に基づき兼務（詳細は別紙） |
| 鳥海 三郎 | 有 無 | | | | | | |

1 工期については、年月日を記載すること。

※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

3 営業所の専任技術者の現況

| 氏名 | 営業所の名称 | 担当する工事の種類 | 氏名 | 営業所の名称 | 担当する工事の種類 |
|----|--------|-----------|----|--------|-----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

1 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。

2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。

3 申請する工事に内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。

4 営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事（※）に従事できると判断する理由」欄に対応方針を記載すること。
(建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。)